

2021.1.12

【保護者の皆様へ】第4期病院実習における緊急事態宣言への対応について

1月7日付にて、政府より緊急事態宣言が首都圏1都3県に発出されました。それに伴い、関東一円の薬学生の学外実習を統括する組織である関東地区調整機構より、緊急事態宣言発令下における薬学実務実習に関し『現在の政府方針では小中学校、大学は対象とはなっておらず、昨年4月の緊急事態宣言とは性質が異なることを考慮して、状況に応じての対応を求める』旨の通知が発出されました。

本学では、即座に第4期病院実習受入の施設のうち、1都3県に所在する施設に、緊急事態宣言下における実習指導体制と実習継続の可否について確認を致しました。その結果、昨春来の経験より、一定の安全対策、指導体制を整えているため、現状では実習施設内（実地）における実習を継続し、地域・実習施設の状況により実習施設内での実習への対応が必要となった場合には、即座に実地での実習は見合わせ、Webによる遠隔実習での対応に切替える旨の回答を得ております。

やむを得ず実地からWeb等による遠隔実習になった場合においても、実習の単位認定要件を確保できる進め方で実施しますので、薬剤師国家試験の受験資格に不利が生じることは一切ありません。

1都3県以外において病院実習を行っている学生につきましては、引き続き情勢を慎重に見ながら、関東地区調整機構の指針に準じて、適宜、実務実習の継続または遠隔実習への切り換えを判断する体制で、実習施設と連携して参ります。

現時点で、関東地区調整機構に属する22大学(本学含む)のうち、第4期に実務実習を予定しているすべての大学は病院実習を実施している状況です。また、本学におきましては、現時点において、これまでに該当する事例はなく薬学実務実習を継続している状況です。

今後も実習学生の安全の確保を第一義に、実習施設と緊密な連携をとり、実務実習を進めてまいりますので、ご賢察の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

学長 越前 宏俊
学外実務実習委員会
実務実習支援課
(jisshu@my-pharm.ac.jp)